



下 第 2 8 9 号
平成 2 2 年 1 月 2 6 日

社団法人 和歌山県宅地建物取引業協会 御中

和歌山県県土整備部下水道課



浄化槽法権限移譲について（通知）

平素は、浄化槽行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 2 2 年 4 月 1 日より、浄化槽法における県知事の一部権限が市町村長に移譲され、浄化槽設置の際の届出書の提出先が県保健所から各市町村へ変更となります。

つきましては、貴協会会員の皆様に周知していただけますようお願いいたします。

参考に、別紙チラシを添付しますので、チラシ必要でしたら必要部数下記まで連絡をお願いします。

県土整備部河川・下水道局	下水道課
担当	小倉
T E L	073-441-3203
F A X	073-436-2940

【浄化槽工事関係者の皆様へ】

～ お 知 ら せ ～

浄化槽法における知事の権限が市町村長に移譲されます！

平成22年4月1日から

- ☆ 浄化槽設置の際の届出や浄化槽管理者（所有者、占有者など浄化槽の管理を行う者）が行う届出は従来県の保健所が届出先でしたが、平成22年4月からは各市町村（下水道課や環境衛生課などの浄化槽担当課）が届出先となります。

【浄化槽設置の際の届出】

- ・ 環境保全等に関する事前協議書
- ・ 浄化槽設置計画書
- ・ 浄化槽設置届出書
- ・ 浄化槽設置変更計画書
- ・ 浄化槽設置変更届出書
- ・ 記載事項変更届
- ・ 浄化槽設置完了届
- ・ 浄化槽工事取りやめ届
- ・ 浄化槽設置届出書等取り下げ願い

- ☆ 和歌山市は従来からこれらの事務を行っており、変更されることはありません。

- ☆ 浄化槽工事業登録、浄化槽保守点検業登録は引き続き県で行いますので変更されることはありません。